

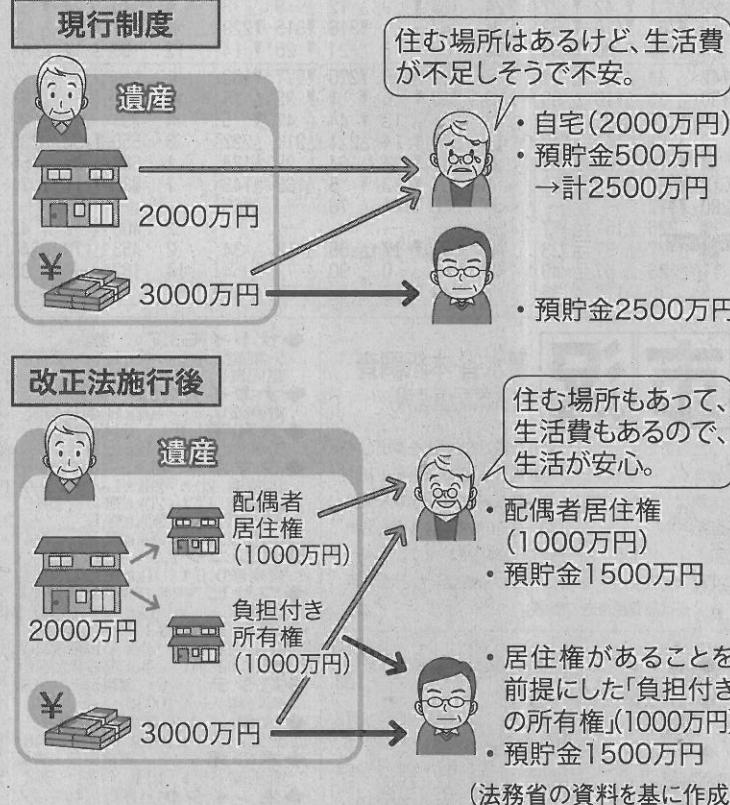
くらし

知識

図1 改正で新設された配偶者居住権の制度

(例)相続人が妻と子で、遺産が自宅(2000万円)と預貯金(3000万円)、配偶者居住権の評価額を1000万円とした場合。

妻と子との相続分=1:1(妻2500万円 子2500万円)



相続分野で40年ぶりに、大幅な民法改正が行われました。7月に公布され、原則1年内に施行されます。改正の柱は配偶者居住権の新設や、亡くなつた義父母の介護をした女性ら相続人ではない人が相続人に金銭を請求できる制度を盛り込んだこと。残された配偶者に配慮し、相続人ではない親族の介護への貢献を評価する内容となりました。各地のJAが説明会を開き、相談に乗る動きも広がっています。事例を基に改正内容を紹介します。

住み続ける権利新設

新設された「配偶者居住権」は、自宅に住み続ける権利です。制度新設の目的は、①配偶者が住居を失うことの防ぐ②老後の生活資金を確保する——ことで金を確保する——ことです。現行制度では、自宅の金など他の財産を少ししか受け取れなくなってしまう

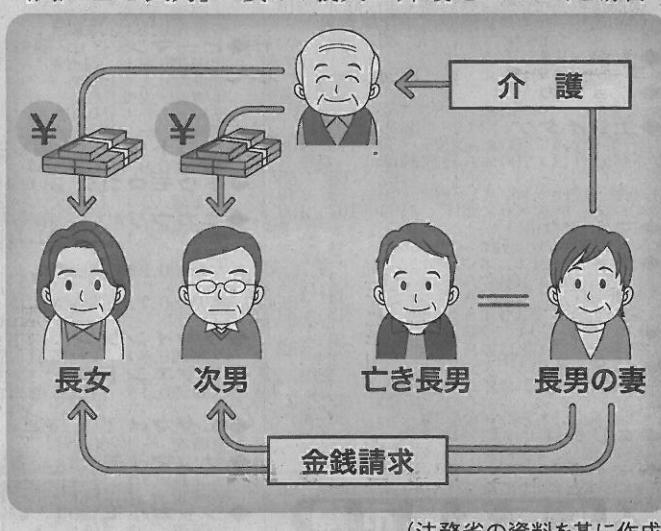
建物の築年数、居住者の平の算定方法は、法律では定められています。相続人の協議で決めることがあります。法務省は参考として、「建物敷地の現在価値」から「負担付き所有権」の価値を引く方法を示します。「負担付き所有権」は

ただし、居住権の評価額の算定方法は、法律では定められています。相続人の協議で決めることがあります。法務省は参考として、「建物敷地の現在価値」から「負担付き所有権」の価値を引く方法を示します。「負担付き所有権」は

建物の築年数、居住者の平の算定方法は、法律では定められています。相続人の協議で決めることがあります。法務省は参考として、「建物敷地の現在価値」から「負担付き所有権」の価値を引く方法を示します。「負担付き所有権」は

図2 相続人でない親族の介護などの貢献を評価する制度

(例)「亡き長男」の妻が、義父の介護をしていた場合



相続 配偶者優遇へ

40年ぶり民法大幅改正

均余命などで算定。難しい場合は、不動産鑑定士や税理士に相談しましょう。

残された配偶者の生活資金に配慮する改正が、もう一つあります。結婚後、20年を経過した夫婦間で自宅の贈与があった場合、遺産分割の対象としないことに

なりました。自宅は遺産に含まず、預金など他の財産を配偶者と子で分割します。2人で分けた場合、配偶者は自宅を所有した上で預金の半額も相続します。生前に贈与していなくても、遺言書で贈与の意思を示していれば成立します。

今回の改正で、介護や看護に貢献した相続人以外の親族が、子どもや配偶者らの相続人に金銭を請求できる制度ができました。トランブルになりやすい例が図

金額は、基本的に請求者と相続人で話し合って決めます。合意に至らない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。法務省は「金額は、専門の介護業者に依頼した際の費用などが基準になる」としています。

金額は、基本的に請求者と相続人で話し合って決めます。合意に至らない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。法務省は「金額は、専門の介護業者に依頼した際の費用などが基準になる」としています。

2. 今回の改正で、介護や看護に貢献した相続人以外の親族が、子どもや配偶者らの相続人に金銭を請求できる制度ができました。トランブルになりやすい例が図